農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1897号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（規則第６－247号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（農林漁業普及指導手当の支給要件） **第４条**　農林漁業普及指導手当は、月の１日から末日までの間において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合する場合に支給する。 (1)　（略） (2)　法第22条の４第１項の規定により採用された職員、育児休業法第18条第１項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「短時間勤務職員」という。）勤務を要する日における短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち、第２条各号に掲げる事務に従事している時間並びに職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第14条第１号の規定により勤務をしていない時間の合計が、その月に短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の２分の１以上となること。 **附　則** （施行期日等） １・２　（略） （一般職員給与条例附則第19項、第23項又は第24項の規定による給料を支給される職員に関する手当の額） ３　一般職員給与条例附則第19項、第23項又は第24項の規定による給料を支給される職員に対する第３条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職員給与条例附則第19項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。	（農林漁業普及指導手当の支給要件） **第４条**　農林漁業普及指導手当は、月の１日から末日までの間において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合する場合に支給する。 (1)　（略） (2)　法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「短時間勤務職員」という。）勤務を要する日における短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち、第２条各号に掲げる事務に従事している時間並びに職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第14条第１号の規定により勤務をしていない時間の合計が、その月に短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の２分の１以上となること。 **附　則** １・２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号）附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員とみなして、改正後の農林漁業普及指導手当に関する規則第４条の規定を適用する。